

「災害時の要援護者避難支援対策及び情報伝達に関する推進会議」議事概要について

1. 推進会議の概要

日 時 : 平成 20 年 1 月 11 日 (金) 15:00~16:30

場 所 : 内閣府防災A会議室

出席者 : 田口内閣府大臣官房審議官、上田内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)、上杉内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害応急対策担当)、鳥巢内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(予防担当)、池内内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地震・火山対策担当)、塚原内閣官房(安全保障・危機管理担当)内閣参事官ほか、宮内庁、警察庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、林野庁、経済産業省、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省の担当課室長等

2. 議事概要

平成 19 年 12 月に政府がとりまとめた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」の中の重要な施策として、災害時要援護者対策が位置づけられたことを踏まえ、これからの降積雪期に際して、各省庁の取組状況について情報の共有を図るとともに、引き続き、関係省庁が連携して地方公共団体の取組を支援していくこととした。

各省庁における主な取組状況

○ 内閣府

- ・ 「犠牲者ゼロ」の施策を受け、平成 19 年 12 月 18 日に、内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省の 4 省庁連名で「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」の通知文を発出した。各地方公共団体へ、平成 21 年度までに避難支援プランの全体計画を策定するよう、早急な取組を促している。また、取組の参考として、国のモデル計画を示すこととしている。
- ・ 平成 20 年度は全国キャラバンを展開する。全国を各ブロック単位で巡回し、避難支援プランモデル計画の説明や先進的な事例紹介などを行う。全国キャラバンを通じて災害時要援護者対策の一層の普及を図っていききたい。
- ・ 「災害時要援護者における避難支援に関するシンポジウム」を平成 20 年 3 月に開催予定。新潟県中越沖地震での対応と今後の課題、また、個人情報保護との関係をテーマとしている。
- ・ 雪害対策について、「降積雪期における防災態勢の強化について」の通知文を发出。従来どおり災害時要援護者関連施設への適切な情報提供などに加え、高齢者が無理なく除雪できる体制の整備など、「犠牲者ゼロ」に向けた対策の強化を依頼。

○ 気象庁

- ・ 平成 19 年 12 月 1 日より、全国 108 の火山に対し、噴火予報・警報発表開始。うち 16 の火山に噴火警戒レベルを導入。災害時要援護者が早めに避難してもら

えるようレベルを設定している。

- ・平成19年10月1日より緊急地震速報の一般提供を開始。今後、東海・東南海地震の想定震源域にケーブル式海底地震計を整備する等、精度の向上・迅速化を図る。
- 消防庁
- ・平成19年3月末現在での、各市区町村の災害時要援護者対策の取組状況について調査結果を報告。全国の市区町村で支援すべき要援護者の範囲を定めているのは約25%に過ぎず、防災部局と福祉部局で情報共有を行っているのは約20%にとどまっている。4省庁の通知文で依頼した避難支援プランの全体計画は、約11%しか作成していない状況であり、今後、計画の策定が進むよう、都道府県や市町村に働きかけていく。
- 厚生労働省
- ・平成19年7月の新潟県中越沖地震を受けて、要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について通知している。また、同日付で、「市町村地域福祉計画の策定について」の通知文を発出し、要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む具体的な事項をあげている。
- 国土交通省
- ・地球温暖化等の新たな要因による災害リスクが懸念される中、「犠牲者ゼロ」を目指し、災害時要援護者の被害を未然に防止し軽減していく上で、基本となる社会資本の整備といったハード対策とハザードマップの作成などのソフト対策を両輪として進めていくことが不可欠である。
 - ・近年に発生した災害を見ても、ダムや堤防の整備が災害の未然防止や軽減に大きな効果を発揮している。
 - ・「避難支援プラン」の作成に不可欠な洪水・土砂災害、津波、高潮に対するハザードマップの作成・公表を進めるとともに、土砂災害警戒区域の設定、防災訓練の実施などの措置を促進している。
 - ・甚大な被害が発生した地域において災害復旧・再度災害防止を徹底するとともに、緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）の整備により大規模災害発生時の初動対応を強化することとしている。
 - ・水防法や土砂災害防止法の改正により、災害時要援護者の関連施設に対して、洪水予報等や土砂災害情報等の伝達方法を定め、地域防災計画に規定するよう定めしており、国・都道府県が連携して市町村への支援を進めているところである。
- 国土地理院
- ・測量用航空機を更新。曇りの日や夜間などでも撮影が可能な機材を搭載したものに更新。災害時には被災地の映像・画像情報を関係省庁に提供する。
 - ・ハザードマップ作成を支援するため、航空レーザ測量による詳細な標高データを表示した地図等を提供する。
 - ・地理空間情報プラットフォームの開発中。インターネットの電子地図上に防災情報を掲載。平常時は土地利用や過去の災害情報などを提供し、災害時は、被害の状況をリアルタイムで伝える。